

## 新車等の自動車検査登録が済んでいない特殊車両については、 国道事務所において通行許可申請を事前に受付いたします

特殊車両通行許可申請では、車両諸元等の確認のため、申請時に車検証(写し)の添付を求めており、新車等の自動車検査登録が済んでいない車両については、車検登録後に申請頂いております。

これからは、車検登録後の速やかな通行開始のため、車検証(写し)に代わる書類の添付により、車検登録前の申請を受け付け、事前審査を開始いたします。

### 【注意事項】

①オンライン、窓口(FD又は紙)どちらの申請でも可。ただし、いずれの場合においても、車両諸元など申請書類の記載方法や添付書類などについて、必ず申請書の提出前に事務所窓口へご相談願います。

※特にオンラインの場合、事前相談無しに送信すると必要書類不備により受理されず差し戻しとなります。

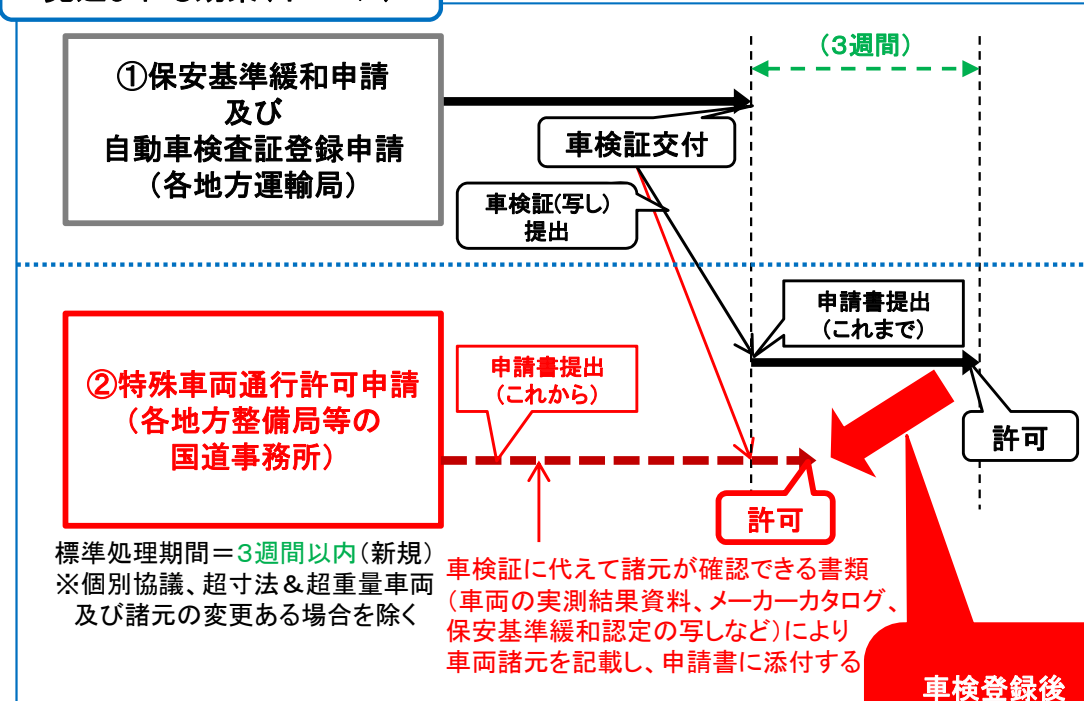
②申請時には、車検証(写し)に代えて車両諸元が確認できる書類を必ず用意してください。

※後日、車検証(写し)の確認の結果、申請書と車両諸元が大きく異なる場合、審査のやり直しとなるため再度申請が必要となり、手数料の納付が必要となります。

③車検登録後、速やかに車検証(写し)を提出願います。

※車検証の車両番号及び車両諸元を確認の上許可証を作成し、後日お渡しします。

### 見込まれる効果(イメージ)



車検登録後速やかに特車として走行可能に!

※本取扱により、新車等の申請に係る審査開始時期を早めるものですが、通常の申請と同様に、申請の内容によっては個別協議に時間を要し、経路によっては通行不可能な場合もあります。そのため、全ての場合において迅速な許可を保証するものではありません。

詳しくは最寄りの国道事務所へお問い合わせください。